平成２６年（フ）第１０４９号
名古屋市南区元塩町２丁目４番地の７
破産者　西山載順こと　安　　載順
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６８３号
大阪府東大阪市加納７丁目12番22号、開始決定時大阪府東大阪市加納７丁目６番16号
破産者　藤井　雅広
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８７号
大阪市西成区玉出西２丁目10番22―1005号
破産者　ドリーム・ティこと　西上　　正
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０６号
大阪市旭区大宮３丁目７番８号
破産者　森脇　伴藏
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３３号
大阪府茨木市並木町18番24号
破産者　奥野　博信
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９６号
奈良県生駒市俵口町196番地94、前住所奈良県生駒市松美台155番地６
破産者　辻井　彰夫
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７２号
大阪府高石市西取石８丁目８番43号　メゾンクレール303号室、開始決定時の住所大阪府高石市西取石５丁目９番７―303号
破産者　木寺　正良
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１６号
大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７―1005号、開始決定時の住所大阪市西成区山王３丁目３番８号
破産者　木下　昌子
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６８号
大阪市住之江区南港中３丁目８番22―304号
破産者　橋本　　毅
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９２号
大阪市東淀川区井高野２丁目４―37　サンロード尾野102号、住民票上の住所大阪市東淀川区北江口１丁目１番58―111号
破産者　一益こと　**瀧**川　　崇
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５５号
大阪市阿倍野区三明町１丁目14番20号　グリーンハイツ天王寺302号
破産者　勝田　耕一
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１８号
大阪市西区北堀江１丁目18番19号　シバタハイツ203、前住所大阪市浪速区幸町１丁目３番29―305号
破産者　上村　義幸
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６３号
大阪府門真市上島町38番13号　サンパレス307号
破産者　宮﨑健次郎
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３７号
大阪府河内長野市加賀田1094番地の38、申立時の住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の392
破産者　西山　市博
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目１番13号
破産者　大藤　恵代
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根1405番地１、住民票上の住所福岡県久留米市北野町金島2013番地13
破産者　松崎　順史
1　決定年月日　平成27年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部